

工 事 成 績 評 定 表 〔 完 成 ・ 完 済 部 分 〕

工 事 担 当 課							課 長	課長代理	課長補佐	係 長	課 員	監督員								
令和 年度	契約番号	—					請負代金額	円												
工 事 名																				
工 事 場 所																				
受注者	住 氏 所 名																			
契約年月日		令和 年 月 日			工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日														
完成年月日		令和 年 月 日		完成通知書受理年月日		令和 年 月 日		検査完了年月日		令和 年 月 日										
評 定 項 目		工事監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査員職氏名								
		印					印					印								
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						(該当の場合+20.0~0)													
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(該当の場合+7.0~0)																		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点								
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点								
評 定 点 計		⑧ 点					※ (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) =⑧ 点													
		完済部分検査があった場合の検査員の評定点					完済部分検査の点数④ 点 完済部分の金額⑤ 円 請負代金額⑦ 円 評定点計: ④×⑤÷⑦+③×⑥÷⑦= 点 (小数2位以下四捨五入の1位止めとする)					完成検査の点数③ 点 完済部分以外の金額⑥ 円								
7. 法令遵守等 ※7							⑨ (該当の場合-20.0~0) 点													
評定点合計 ※8		⑩ 点					○評価点計⑧ (点) -法令遵守等⑨ (点) =⑩ 点													
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外													
所 見 ※5		(工事監督員)					(総括監督員)					(検査員)								

(註)
 ※1 65点+「1~3.」の評定(加減点合計)+「4~6.」の評定(加減点合計)=評定点 (各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。)
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 4 「4. 5. 6.」は、加点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記入すること、欄が不足する場合は別紙に記載し、添付すること。
 6 各考查項目ごとの採点は、考查項目別運用表によるものとする。
 法令遵守の評価は、本請負契約書に基づくものであり、契約課等の関係課と連携し、総括監督員が行うものとする。
 ※7 なお、公衆損害に係るガス管や水道管の事故等での影響及び責任の度合が著しく軽微であったが、本市が口頭又は文書注意する場合があるので、同様に関係課と連携し適切な評定を行うものとする。
 ※8 評定合計は、小数第1位止とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』とし、法令遵守等において減点する。また、配置技術者においても当初評価を受けたものと同等の資格や経験を満たす者を配置できなくなった場合にも、法令遵守等において減点する。
 10 評定者は、各考查項目・細目の「a、ab、b、bc、c、d、e」のいずれか1つに○を付けて、加減点合計欄に集計する。
 11 太線の枠内は、検査員が記入する。

工事成績評定表〔完成・完済部分〕

工事担当課						課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	監督員										
令和 年度	契約番号	-						請負代金額	円												
工事名																					
工事場所 岡山市 区																					
受注者	住所名																				
契約年月日	令和 年 月 日	工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日																		
完成年月日	令和 年 月 日	完成通知書受理年月日	令和 年 月 日	検査完了年月日	令和 年 月 日																
評定項目		工事監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査員職氏名									
		印					印					印									
考查項目	細別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2	(該当の場合+20.0~0)																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	(該当の場合+7.0~0)																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点									
評定点(65点±加減点合計)※1		① 点					② 点					③ 点									
評定点計		⑧ 点										※(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4)=⑧ 点									
		完済部分検査があった場合の検査員の評定点					完済部分検査の点数④ 点					完成検査の点数③ 点									
							完済部分の金額⑤ 円					完済部分以外の金額⑥ 円									
							請負代金額⑦ 円														
							評定点計: ④×⑤÷⑦+③×⑥÷⑦=					点 (小数2位以下四捨五入の1位止めとする)									
7. 法令遵守等 ※7		⑨ (該当の場合-20.0~0) 点																			
評定点合計 ※8		⑩ 点					○評価点計⑧(点) -法令遵守等⑨(点) =⑩ 点														
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9	履行 不履行 対象外																			
所見 ※5		(工事監督員)					(総括監督員)					(検査員)									

上記の通り評定したので通知します。

様

監理検査課長

工事成績評定表〔完成・完済部分〕

工事担当課		課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	監督員														
令和 年度	契約番号	0 - 0			請負代金額	円															
工事名																					
工事場所		岡山市 区																			
受注者	住所																				
契約年月日	令和 年 月 日	工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日																		
完成年月日	令和 年 月 日	完成通知書受理年月日	令和 年 月 日	検査年月日	令和 年 月 日																
評定項目	細別	監督員職氏名					総括監督員職氏名					検査員職氏名									
		印					印					印									
査項目	細別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	C			-																
	II. 配置技術者	C			-																
2. 施工状況	I. 施工管理	C			-									5		2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	C			-																
	III. 安全対策	C			-																
	IV. 対外関係	C			-																
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	C			-									10	7.5	5	2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	C			-									15	12	7.5	4	0	-13	-25	
	III. 出来ばえ													5		2.5		0	-5		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2						0.0														
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	0.0																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						-														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±	0.0			点	±	0.0			点	± 点									
評定点(65点±加減点合計)※1		①	65.0			点	②	65.0			点	③ 点									
評定点計		⑧	点	※(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = ⑧ 点																	
				完済部分検査があった場合の検査員の評定点	完済部分検査の点数④	点	完済部分の金額⑤	円	完成検査の点数③	点	完済部分以外の金額⑥	円	評定点計：④×⑤÷⑦+③×⑥÷⑦= 点 (小数2位以下四捨五入の1位止めとする)								
7. 法令遵守等	※7						⑨	0.0			点										
評定点合計		※8	⑩			点	○評価点計⑧(点) - 法令遵守等⑨(点) = ⑩ 点														
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外														
所見		※5	(監督員)					(総括監督員)					(検査員)								

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細 別	①監督員	②総括監督員	④検査員（完成・完済部分）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.3$ 点			3.3点	3.3%
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.1$ 点			4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	13.0点	13.0%
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.5$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 = 3.6$ 点		8.1点	
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 = 3.9$ 点		8.8点	
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 = 3.7$ 点			3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 = 4.4$ 点		$(10.0) \times 0.4 + 6.5 = 10.5$ 点	14.9点	14.9%
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 = 4.9$ 点		$(15.0) \times 0.4 + 6.5 = 12.5$ 点	17.4点	
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 = 8.5$ 点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20.0) \times 0.2 + 3.3 = 7.3$ 点		7.3点	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 = 5.7$ 点			5.7点	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10.0) \times 0.2 + 3.2 = 5.2$ 点		5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			$(0.0) \times 1.0 = 0.0$ 点			0.0%
評定合計					100.0	100.0
8. 総合評価 技術提案			履行 不履行 対象外			

※ 既済部分（中間）検査があった場合：完済部分検査の点数×完済部分の金額÷請負代金額＋完成検査の点数×完済部分以外の金額÷請負代金額＝評定合計点とする。（小数2位以下四捨五入の1位止めとする）

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※ 評価は、各評価項目の内容について、受注者が自主的に実施し、かつその結果が合格水準以上である場合は「O」、そうでない場合は「X」、評価項目に該当しない場合は「-」を記入して対象から外すこと。 2020.7.1

審査項目	細目	項目番号	監督員評価	総括監督員評価	項目	審査項目	細目	項目番号	監督員評価	総括監督員評価	項目	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1	-			2. 施工状況	IV. 対外関係	1	-			
		2	-					2	-			
		3	-					3	-			
		4	-					4	-			
		5	-					5	-			
		6	-					6	-			
		7	-					7	-			
		8	-					d	-			
		9	-					e	-			
		10	-					0 / 0	- (%)			
		11	-					c 2項目以下	-			
		d	-					d・e	-			
	e	-										
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
			0 / 0	- (%)								
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
2. 施工状況	II. 配置技術者	1	-			3. 出来形	I. 出来形	パラ	-			
		2	-					つき	-			
		3	-					1	-			
		4	-					2	-			
		5	-					3	-			
		6	-					4	-			
		7	-					5	-			
		8	-					6	-			
		9	-					7	-			
		10	-					8	-			
		11	-					9	-			
		12	-					10	-			
	d	-			11	-						
	e	-			12	-						
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
			0 / 0	- (%)								
			c 2項目以下	-								
			d・e	-								
			d・e	-								
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
	I. 施工管理	1	-			6. 社会性	I. 地域への貢献等	1	-			
2		-			2			-				
3		-			3			-				
4		-			4			-				
5		-			5			-				
6		-			6			-				
7		-			7			-				
8		-			8			-				
9		-			9			-				
10		-			10			-				
11		-			d			-				
12		-			e			-				
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
	II. 工程管理	1	-	-	1	4. 工事特性 I. 施工条件への対応		1	-		評点 0 点	
2		-	-	2	2			-				
3		-	-	3	3			-				
4		-	-	4	4			-				
5		-	-	5	5			-				
6		-	-	6	6			-				
7		-	-	7	7			-				
8		-	-	8	8			-				
9		-	-	9	9			-				
10		-	-	10	10			-				
d		-	-	d	d			-				
e		-	-	e	e			-				
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
	III. 安全対策	1	-	-	1	5. 創意工夫 I. 創意工夫		1	-		評点 0 点	
2		-	-	2	2			-				
3		-	-	3	3			-				
4		-	-	4	4			-				
5		-	-	5	5			-				
6		-	-	6	6			-				
7		-	-	7	7			-				
8		-	-	8	8			-				
9		-	-	9	9			-				
10		-	-	10	10			-				
d		-	-	d	d			-				
e		-	-	e	e			-				
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									
		0 / 0	- (%)									
		c 2項目以下	-									
		d・e	-									
		d・e	-									

※ 法令遵守においてその他の評価項目を追加した場合はその点数を手書きで記入すること

審査項目	細目	その他 評価項目		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	11	○	
	II. 配置技術者	11	○	
2. 施工状況	I. 施工管理	12	○	
	II. 工程管理監督員	10	○	
	II. 工程管理総括監督員	7	○	
	III. 安全対策監督員	10	○	
	III. 安全対策総括監督員	7	○	
	IV. 対外関係	7	○	
I. 出来形	I. 出来形機械設備	11	○	
	I. 出来形電気設備等	12	○	
	II. 品質機械設備	20	○	
	II. 品質電気設備等	13	○	
	II. 品質維持・修繕		5	○
			6	○
			7	○
			8	○
4. 工事特性	I. 施工条件への対応	3	○	
		10	○	
		15	○	
		17	○	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	32	○	
		33	○	
		34	○	
		35	○	
		36	○	
	詳細評価	○		
6. 社会性	I. 地域への貢献等	7	○	
7. 法令遵守		7	○	

○記入方法及び注意事項

- 別紙工事成績評価審査・評価項目一覧により評価対象項目と対象工事を照合したうえ、該当する項目を選択し、項目に適合するか非かを判定し、
 1) 「○」・・・受注者が自主的に実施し、かつその結果が合格水準以上である場合
 2) 「×」・・・そうでない場合
 3) 「-」・・・項目が該当せず、評価項目から外す場合
 ただし、網かけの「d」または「e」項目については、該当する場合は「×」（電算入力「2」）を付け、該当しない場合は、「-」（ダッシュ）を記入する。
- 「○」もしくは、「×」のついた項目の合計を分母とし、これを評価の項目の上の欄に記入する。「○」のついた項目を分子として割合（％）を求める。ただし、網かけ項目は計算に入れない。なお、割合（％）については小数2位以下四捨五入の1位止めとする。（例：65.4858・・・%となった場合65.5%とする。）これにより算出された割合（％）を、評価の項目の中の欄に記入する。判定基準に基づき評価(a b c d e)を行い、評価の項目の下の欄に記入する。
- 各評価項目の判定基準によりd、eの判定をおこなう場合は、「×」を記入する。d、e項目該当がない場合は「-」を記入する。ただし、d、e評価する場合であっても、一般項目の「○」・「×」・「-」及び割合（％）については記入するが、評価については記入しない。
- 法令遵守については、該当する項目が有る場合「×」を付け、該当の無い(問題の無い)場合は「-」を記入するものとする。
- その他の評価対象項目を追加する場合は、上の欄に項目理由を記入し評価対象項目を追加するものとする。
- ボールペン等で記入するか鉛筆で記入したものをコピーを撮るなどし、簡単に修正できないものを提出すること。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d やや不備である	e 不適切である			
1. 施工体制 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする </div>	I. 施工体制一般	●評価対象項目 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 2 施工計画書を、工事着手前に提出している。 3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 5 元請が下請の作業成果を検査している。 6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 10 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う			●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	■ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; background-color: #ffccff;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力) </div>	■ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	●評価対象項目 【全体を評価する項目】 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 3 現場代理人が、工事全体を把握している。 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7 契約約款、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 8 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 10 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う			●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・b 評価値が80%未満・・・・・・c		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	■ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; background-color: #ffccff;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力) </div>	■ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表

考査項目	細 別				d	e
		a	b	c	やや不備である	不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である ●評価対象項目 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)			
	II. 工程管理	適切である ●評価対象項目 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 8 休日の確保を行っている。 9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 業者の責により契約工期終期日14日前(土日祝日を含む)までに工事完成通知書(全ての必要関係書類を含む)が提出されなかった。	工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 業者の責により契約工期終期日7日前(土日祝日を含む)までに工事完成通知書(全ての必要関係書類を含む)が提出されなかった。
	評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)			

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 3 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 6 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 			<p>■安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>■安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p>			<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p>d・e項目に該当する場合×を記入する (電算においては「2」を入力)</p>
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 4 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 			<p>■対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>■対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c</p>			<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		<p>d・e項目に該当する場合×を記入する (電算においては「2」を入力)</p>

評価○の場合1
 評価×の場合2を入力し、
 評価対象項目でない場合は
 空欄とする

評価○の場合1
 評価×の場合2を入力し、
 評価対象項目でない場合は
 空欄とする

考查項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</p>
※ ばらつき判断は別紙-4参照。					
<p>a・b・c項目に該当する場合○を記入する（電算においては「1」を入力）</p>			<p>① 出来形の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>		
機械設備工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 社内の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c 			<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</p>
<p>評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする</p>				<p>d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）</p>	
<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>					

考查項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 8 測定機器のキャリブレーションを、定期的を実施している。 9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 社内の管理基準に基づき管理している。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う			■ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	■ 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)	
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c						

考查項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※ ばらつきの判断は別紙-4参照。			a・b・c項目に該当する場合○を記入する (電算においては「1」を入力)	d・e項目に該当する場合×を記入する (電算においては「2」を入力)	
① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事事務物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。					
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価 評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目 1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う					
●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c					
①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					

3. 出来形及び出来 ばえ	工種 電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	考查項目別運用表			d	e
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない		
II. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・ c 			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</p>
	<p>評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする</p>	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>			
	維持・修繕工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※該当項目が6項目以上・・・・ a ※該当項目が4項目以上・・・・ b ※該当項目が3項目以下・・・・ c <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</p>
	<p>評価に該当する場合1 を入力し、それ以外の場合 は空欄とする</p>	<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評価は判断基準により評価する。</p>	<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する (電算においては「2」を入力)</p>			

考査項目別運用表

考査項目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 10 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 15 ICT(情報管理)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※No15項目は2点の加点とする。 16 特殊な工法や材料を用いた工事。 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 18 NETIS登録技術のうち事後評価済み技術で、公開されている活用効果評価結果における活用効果調査結果の総合評価点の平均がAまたはBの技術を活用して施工した。 19 NETIS登録技術のうち「有用とされる技術」を活用して施工した。 ※No19項目は2点の加点とする。 <p>※新技術の活用に関する上記2項目での加点は、最大2点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術(旧)、設計比較対象技術、少数実績優良技術をいう。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 23 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 24 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※No24項目は2点の加点とする。 25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 27 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 29 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 30 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 31 環境保全に関する工夫。 	<p>【その他】 ※本項目は1点の加点とする。2点とする場合は同じ項目を2つ作成し評定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 32 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 33 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 34 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 35 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 36 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う
	<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">電算入力の場合、 Vマークを付す項目のところに1を入力し、詳細評価の欄に内容を記載することまた、評価対象項目でない場合は空欄とする</p>	<p>記述評価</p> <p>【Vマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】</p>	<p>※(必須) 右の黄色欄に評価内容を記入のこと。</p> <p style="text-align: center;">評点 0 点</p>

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
- ※2. 評価は各項目において1つし点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※5. 創意工夫で評価するものは、全てその導入方法や期待される効果等を施工計画書に記載したうえで実施し、目論見どおりの効果が確認できたもののみを評価する。

考查項目別運用表

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	Ⅲ. 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

評価○の場合1を入力
 評価×の場合2を入力
 評価対象項目でない場合は空欄とする
 ※参考
 3項目○の場合a
 2項目○の場合b
 1項目以下○の場合c
 上記はあくまでも参考であり、項目数にこだわらず、優れていたと考えられれば上位の評価とすることも可能である。また、その逆もある。

総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に評価a、b、cに該当の場合1
 評価d、eに該当の場合2を入力すること

評価○の場合1を入力
 評価×の場合2を入力
 評価対象項目でない場合は空欄とする
 ※参考
 3項目○の場合a
 2項目○の場合b
 1項目以下○の場合c
 上記はあくまでも参考であり、項目数にこだわらず、優れていたと考えられれば上位の評価とすることも可能である。また、その逆もある。

総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に評価a、b、cに該当の場合1
 評価d、eに該当の場合2を入力すること

考査項目別運用表

考査項目	細 別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応 (発注時から分かってきた条件及び、発注後(工事開始後)に発生した条件について評価の対象とする)	I 構造物の特殊性への対応 ■ 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ■ 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ■ 3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <hr style="border: 1px solid black;"/> ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 4点の加点 とする。	(1.について) 切土の土工量：20万m ³ 以上、盛土の土工量：15万m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(φ-ド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉面積：50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m ³ 以上、流路工の計画高水流量：500m ³ 以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ■ 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ■ 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ■ 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ■ 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ■ 8 緊急時に対応が特に必要な工事 ■ 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 ■ 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <hr style="border: 1px solid black;"/> ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 6点の加点 とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 ■ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ■ 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ■ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ■ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ■ 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <hr style="border: 1px solid black;"/> ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 4点の加点 とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		IV 長期工事における安全確保への対応 ■ 16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ■ 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <hr style="border: 1px solid black;"/> ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 6点の加点 とする。	※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2. 総括監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。
評価	評点	0 点	

該当する項目に合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする

考查項目別運用表

考查項目	細 別	a	a b	b	b c	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<div data-bbox="129 416 389 523" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする </div>		<div data-bbox="450 225 1675 408"> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う </div> <div data-bbox="517 435 1424 464" style="margin-top: 20px;"> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、a b、b、b c、c評価を行う。</p> </div> <div data-bbox="1393 539 1991 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>総合的に判断した結果は、上記aからcの色付の 枠内にa、a b、b、b c、cの場合1</p> </div>				

考査項目別運用表(土木工事)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	措置内容	措置点数
	1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点
	4. 文書注意相当	— 8 点
	5. 口頭注意相当	— 5 点
	6. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	— 3 点
	7. その他 ※下の紫色の枠内に記入し評定を行う	— 点
1	8.項目該当なし	

1から7の項目に該当する場合 × を記入する
 (電算においては「2」を入力)
 また、7の項目に該当する場合、項目の内容と措置点数を記入すること(電算の場合、措置点数をチェックリストに入力すること)

① 本考査項目「7.法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
 ・「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
 ・「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

② 「7. その他」の項目は、総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に、その不履行と判断した項目の加算点相当分の4倍又は15点のどちらか大きい方の点数を減ずる措置を行う。また、配置技術者においても当初評価を受けたものと同等の資格や経験を満たす者を配置できなくなった場合は5点を減ずる措置を行う。なお減点などの処置については、別途技術評価委員会への照会及び意見等により決定すること。(別途、入札説明書に明記している場合はその措置を行う)

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
- 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
- 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
 なお人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市(契約課等の関係課)が文書又は口頭による嚴重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度が著しく軽微であるときは、上記「6」と同等として、-3点の措置点数を行うことができる。
- 15 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届け出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合。)
- 16 その他：理由

工事成績評価チェックリスト(土木) 2-1

契約番号 0 - 00

※各評価項目の内容に適合している場合は「O」、適合していない場合は「X」、評価しない場合は「-」を記入すること

審査項目	細目	項目番号	検査員評価	審査項目	細目	項目番号	検査員評価	審査項目	細目	工種	項目番号	検査員評価
2. 施工状況	I. 施工管理	1	-	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	パフ	-	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	コンクリート構造物工事	1	-
		2	-			つぎ	-			土工事(切土、盛土、堤防等工事)	2	-
		3	-			1	-			護岸・根固・水制工事	3	-
		4	-			2	-			鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	4	-
		5	-			3	-			砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	5	-
		6	-			4	-			舗装工事	6	-
		7	-			5	-			法面工事	7	-
		8	-			6	-			基礎工事及び地盤改良工事	8	-
		9	-			7	-			海岸工事	9	-
		10	-			8	-			コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	10	-
		11	-			9	-			塗装工事	11	-
		12	-			10	-			トンネル工事	12	-
		13	-			11	-			植栽工事	13	-
		d	-			12	-			防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	14	-
e	-	13	-	電線共同溝工事	15	-						
評価	0 / 0	14	-	維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	16	-						
	- (%)	15	-	修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	17	-						
c	2項目以下	16	-	下水工事(開削)	18	-						
d・e	-	17	-	下水工事(推進)	19	-						
	-	18	-	下水工事(シールド)	20	-						
	-	19	-	下水工事(管更生)	21	-						
	-	20	-	機械設備工事	22	-						
	-	21	-	電気設備工事	23	-						
	-	22	-	通信設備工事・受変電設備工事	24	-						
	-	23	-	上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事)又は合併工事	25	-						
	-	24	-	評価項目集計	26	-						
	-	25	-	評価値	27	-						
	-	26	-	ばらつき判定	28	-						
	-	27	-	最終評価	29	-						
	-	28	-	d・e	30	-						
	-	29	-	e	31	-						
	-	30	-		32	-						
	-	31	-		33	-						
	-	32	-		34	-						
	-	33	-		35	-						
	-	34	-		36	-						
	-	35	-		37	-						
	-	36	-		38	-						
	-	37	-		39	-						
	-	38	-		40	-						
	-	39	-		41	-						
	-	40	-		42	-						
	-	41	-		43	-						
	-	42	-		44	-						
	-	43	-		45	-						
	-	44	-		46	-						
	-	45	-		47	-						
	-	46	-		48	-						
	-	47	-		49	-						
	-	48	-		50	-						
	-	49	-		51	-						
	-	50	-		52	-						
	-	51	-		53	-						
	-	52	-		54	-						
	-	53	-		55	-						
	-	54	-		56	-						
	-	55	-		57	-						
	-	56	-		58	-						
	-	57	-		59	-						
	-	58	-		60	-						
	-	59	-		61	-						
	-	60	-		62	-						
	-	61	-		63	-						
	-	62	-		64	-						
	-	63	-		65	-						
	-	64	-		66	-						
	-	65	-		67	-						
	-	66	-		68	-						
	-	67	-		69	-						
	-	68	-		70	-						
	-	69	-		71	-						
	-	70	-		72	-						
	-	71	-		73	-						
	-	72	-		74	-						
	-	73	-		75	-						
	-	74	-		76	-						
	-	75	-		77	-						
	-	76	-		78	-						
	-	77	-		79	-						
	-	78	-		80	-						
	-	79	-		81	-						
	-	80	-		82	-						
	-	81	-		83	-						
	-	82	-		84	-						
	-	83	-		85	-						
	-	84	-		86	-						
	-	85	-		87	-						
	-	86	-		88	-						
	-	87	-		89	-						
	-	88	-		90	-						
	-	89	-		91	-						
	-	90	-		92	-						
	-	91	-		93	-						
	-	92	-		94	-						
	-	93	-		95	-						
	-	94	-		96	-						
	-	95	-		97	-						
	-	96	-		98	-						
	-	97	-		99	-						
	-	98	-		100	-						
	-	99	-		101	-						
	-	100	-		102	-						
	-	101	-		103	-						
	-	102	-		104	-						
	-	103	-		105	-						
	-	104	-		106	-						
	-	105	-		107	-						
	-	106	-		108	-						
	-	107	-		109	-						
	-	108	-		110	-						
	-	109	-		111	-						
	-	110	-		112	-						
	-	111	-		113	-						
	-	112	-		114	-						
	-	113	-		115	-						
	-	114	-		116	-						
	-	115	-		117	-						
	-	116	-		118	-						
	-	117	-		119	-						
	-	118	-		120	-						
	-	119	-		121	-						
	-	120	-		122	-						
	-	121	-		123	-						
	-	122	-		124	-						
	-	123	-		125	-						
	-	124	-		126	-						
	-	125	-		127	-						
	-	126	-		128	-						
	-	127	-		129	-						
	-	128	-		130	-						
	-	129	-		131	-						
	-	130	-		132	-						
	-	131	-		133	-						
	-	132	-		134	-						
	-	133	-		135	-						
	-	134	-		136	-						
	-	135	-		137	-						
	-	136	-		138	-						
	-	137	-		139	-						
	-	138	-		140	-						
	-	139	-		141	-						
	-	140	-		142	-						
	-	141	-		143	-						
	-	142	-		144	-						
	-	143	-		145	-						
	-	144	-		146	-						
	-	145	-		147	-						
	-	146	-		148	-						
	-	147	-		149	-						
	-	148	-		150	-						
	-	149	-		151	-						
	-	150	-		152	-						
	-	151	-		153	-						
	-	152	-		154	-						
	-	153	-		155	-						
	-	154	-		156	-						
	-	155	-		157	-						
	-	156	-		158	-						
	-	157	-		159	-						
	-	158	-		160	-						
	-	159	-		161	-						
	-	160	-		162	-						
	-	161	-		163	-						
	-	162	-		164	-						
	-	163	-		165	-						
	-	164	-		166	-						
	-	165	-		167	-						
	-	166	-		168	-						
	-	167	-		169	-						
	-	168	-		170	-						
	-	169	-		171	-						
	-	170	-		172	-						
	-	171	-		173	-						
	-	172	-		174	-						
	-	173	-		175	-						
	-	174	-		176	-						
	-	175	-		177	-						
	-	176	-		178	-						
	-	177	-		179	-						
	-	178	-		180	-						
	-	179	-		181	-						
	-	180	-		182	-						
	-	181	-		183	-						
	-	182	-		184	-						
	-	183	-		185	-						
	-	184	-		186	-						
	-	185	-		187	-						
	-	186	-		188	-						
	-	187	-		189	-						
	-	188	-		190	-						
	-	189	-		191	-						
	-	190	-		192	-						
	-	191	-		193	-						
	-	192	-		194	-						
	-	193	-		195	-						
	-	194	-		196	-						
	-	195	-		197	-						
	-	196	-		198	-						
	-	197	-		199	-						
	-	198	-		200	-						
	-	199	-		201	-						
	-	200	-		202	-						
	-	201	-		203	-						
	-	202	-		204	-						
	-	203	-		205	-						
	-	204	-		206	-						
	-	205	-		207	-						
	-	206	-		208	-						
	-	207	-		209	-						
	-	208	-		210	-						
	-	209	-		211	-						
	-	210	-		212	-						
	-	211	-		213	-						
	-	212	-		214	-						
	-	213	-		215	-						
	-	214	-		216	-						
	-	215	-		217	-						
	-	216	-		218	-						
	-	217	-		219	-						
	-	218	-		220	-						
	-	219	-		221	-						
	-	220	-		222	-						
	-	221	-		223	-						
	-	222										

工事成績評価チェックリスト(土木) 2-2

契約番号

0 - 00

審査項目 細目	その他 評価項目	
2. 施工状況 I. 施工管理	13	0
I. 出来形 ばらつき	6	0
I. 出来形 機械設備	11	0
I. 出来形 電気設備	12	0
II. 品質 コンクリート工事	14	0
II. 品質 土工事	12	0
II. 品質 護岸工事等	15	0
II. 品質 鋼橋工事	11	0
II. 品質 鋼橋工事	21	0
II. 品質 砂防工事等	9	0
II. 品質 砂防工事等	16	0
II. 品質 砂防工事等	21	0
II. 品質 舗装工事	8	0
II. 品質 舗装工事	17	0
II. 品質 舗装工事	25	0
II. 品質 法面工事	5	0
II. 品質 法面工事	12	0
II. 品質 法面工事	22	0
II. 品質 法面工事	30	0
II. 品質 地盤改良工事	13	0
II. 品質 地盤改良工事	18	0
II. 品質 海岸工事	9	0
II. 品質 コンクリート構上部工 事	19	0
II. 品質 塗装工事	10	0
II. 品質 トンネル工事	15	0
II. 品質 植栽工事	9	0
II. 品質 防護柵区画線	16	0
II. 品質 電線共同溝	10	0
II. 品質 維持工事	5	0
II. 品質 維持工事	6	0
II. 品質 維持工事	7	0
II. 品質 維持工事	8	0
II. 品質 修繕工事	5	0
II. 品質 修繕工事	6	0
II. 品質 修繕工事	7	0
II. 品質 修繕工事	8	0
II. 品質 下水道工事 (開削)	7	0
II. 品質 下水道工事 (推進)	6	0
II. 品質 下水道工事 (シールド)	11	0
II. 品質 下水道工事 (管更生)	6	0
II. 品質 機械設備工事	20	0
II. 品質 電気設備工事	13	0
II. 品質 通信設備工事	13	0
II. 品質 上記以外の工事	1	0
II. 品質 上記以外の工事	2	0
II. 品質 上記以外の工事	3	0
II. 品質 上記以外の工事	4	0
II. 品質 上記以外の工事	5	0
II. 品質 上記以外の工事	6	0
II. 品質 上記以外の工事	7	0
II. 品質 上記以外の工事	8	0
III. 出来ほえ 上記以外の 工事	1	0
III. 出来ほえ 上記以外の 工事	2	0
III. 出来ほえ 上記以外の 工事	3	0
III. 出来ほえ 上記以外の 工事	4	0
III. 出来ほえ 上記以外の 工事	5	0

考查項目別運用表

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	「評価対象項目」 ■ 1 契約約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ■ 2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映した ものとなっていることが確認できる。 ■ 3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ■ 4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ■ 5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ■ 6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ■ 7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ■ 8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ■ 9 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ■ 10 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ■ 11 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ■ 12 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ■ 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し認定を行う			■ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	■ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする			d・e項目に該当する場合×を記入する （電算においては「2」を入力）	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c			①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

検査項目別運用表

検査項目	a	ab	b	bc	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
aからcの項目に該当の場合○ 電算では1を入力							
●評価対象項目 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 3 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う							
①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							
※ ばらつきの判断は別紙-4参照。							
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う							
●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・ b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・ bc ※ 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c							
①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。							
評定○の場合1 評定×の場合2 を入力							
d・e項目に該当する場合×を記入する(電算においては「2」を入力)							

検査項目別運用表

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e		
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</p> <p>2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</p> <p>3 写真管理基準の管理項目を満足している。</p> <p>4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</p> <p>5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</p> <p>6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</p> <p>7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</p> <p>8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。</p> <p>9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。</p> <p>10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う</p>					<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>		<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●判断基準</p> <p>※ 評価値が90%以上..... a</p> <p>※ 評価値が80%以上90%未満..... ab</p> <p>※ 評価値が70%以上80%未満..... b</p> <p>※ 評価値が60%以上70%未満..... bc</p> <p>※ 評価値が60%未満..... c</p>					<p>d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）</p>			
<p>評価○の場合1 評価×の場合2 を入力</p>		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100</p> <p>③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>								

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																											
3 出来形及び出来ばえ II. 品質	1. コンクリート 構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																											
	●評価対象項目	該当の場合○ 電算では1を入力 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 有害なクラックが無い。 14 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																																
90%以上	a	a b	b	b																															
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																															
60%以上75%未満	b	b c	c	c																															
60%未満	b c	c	c	c																															
評定○の場合1 評定×の場合2 を入力		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																													
	2. 土工事（切土、盛土、堤防等工事）	a	ab	b	bc	c	d	e																											
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																											
	●評価対象項目	該当の場合○ 電算では1を入力 1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽上の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 法面に有害な亀裂が無い。 11 伐根除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																																
90%以上	a	a b	b	b																															
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																															
60%以上75%未満	b	b c	c	c																															
60%未満	b c	c	c	c																															
評定○の場合1 評定×の場合2 を入力		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																													

検査項目別運用表

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																													
3 出来形及び出来ばえ	3. 護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 裏込材及び胸込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 3 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 基礎工において掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 施工にあたって、床堀箇所の高水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 有害なクラックが無い。 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				該当の場合○ 電算では1を入力																															
II. 品質		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
90%以上	a	ab	b	b																																	
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																	
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																	
60%未満	bc	c	c	c																																	
評定○の場合1 評定×の場合2 を入力																																					
4. 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	4. 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 【工場製作関係】 1 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				該当の場合○ 電算では1を入力																															
評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
90%以上	a	ab	b	b																																	
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																	
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																	
60%未満	bc	c	c	c																																	
		【架設関係】 12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 16 支承の据付で、コンクリート面のチャッキング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 21 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う																																			
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																			

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																													
3 出来形及び出来ばえ	5. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
II. 品質		●評価対象項目 【共通】 <ul style="list-style-type: none"> 1 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 6 <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 7 <input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 8 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 9 <input type="checkbox"/> その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 					該当の場合○ 電算では1を入力																														
		【砂防構造物工事に適用】 <ul style="list-style-type: none"> 10 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 11 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 13 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 15 <input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 16 <input type="checkbox"/> その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 					①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】 <ul style="list-style-type: none"> 17 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 19 <input type="checkbox"/> ライナープレートの地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 20 <input type="checkbox"/> 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正になるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 21 <input type="checkbox"/> その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 																																			
		●判断基準																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>					評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c			
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
90%以上	a	a b	b	b																																	
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																																	
60%以上75%未満	b	b c	c	c																																	
60%未満	b c	c	c	c																																	
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																			
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする																																			
		d・e項目に該当する場合× を記入する(電算においては 「2」を入力)																																			

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																													
3 出来形及び出来ばえ	6. 舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
II. 品質		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 2 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う					該当の場合○ 電算では1を入力	d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）																													
		【アスファルト舗装工関係】 9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 10 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 11 フラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 14 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う					①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																														
		【コンクリート舗装工関係】 18 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 19 舗装面の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 20 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 21 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 23 材料が分離しないようコンクリートを数均していることが確認できる。 24 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。 25 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う					●判断基準																														
							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
90%以上	a	a b	b	b																																	
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																																	
60%以上75%未満	b	b c	c	c																																	
60%未満	b c	c	c	c																																	
		評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする																																			
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																														

検査項目別運用表

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ	7. 法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
II. 品質		●評価対象項目 【共通】 <input type="checkbox"/> 1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） <input type="checkbox"/> 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				該当の場合○ 電算では1を入力	<input type="checkbox"/> d・e項目に該当する場合×を記入する（電算においては「2」を入力）																													
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 6 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 9 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 10 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。																														
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 <input type="checkbox"/> 13 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 14 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 15 金網が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 16 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 17 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 18 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 19 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 20 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 21 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 22 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う																																		
		【現場打法枠関係（プレキャスト法枠を含む）】 <input type="checkbox"/> 23 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 24 アンカーを設計図書とおりの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 25 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 26 強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 27 枠内に空隙がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 28 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 29 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 30 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う																																		
						●判断基準																														
						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少くばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	ab	b	b																																
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																
60%未満	bc	c	c	c																																
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする																																		

検査項目別運用表

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																														
3 出来形及び出来ばえ	8. 基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 2 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スパーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				該当の場合○ 電算では1を入力	<input checked="" type="checkbox"/> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）																															
II. 品質		●評価対象項目 【地盤改良関係】 14 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 16 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 17 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 18 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																
評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする						●判断基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
	50%以下	80%以下	80%を超える																																			
90%以上	a	ab	b	b																																		
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																		
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																		
60%未満	bc	c	c	c																																		
9. 海岸工事		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input checked="" type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				該当の場合○ 電算では1を入力	<input checked="" type="checkbox"/> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）																															
評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする						●判断基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																		
	50%以下	80%以下	80%を超える																																			
90%以上	a	ab	b	b																																		
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																		
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																		
60%未満	bc	c	c	c																																		

検査項目別運用表

3	出来形及び出来ばえ	11. 塗装工事	a	ab	b	bc	c	d	e																						
II. 品質	<p>II. 品質</p> <p>評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <p>1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>該当の場合○ 電算では1を入力</p>	<p>ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																										
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	<p>d・e項目に該当する場合× を記入する（電算においては「2」を入力）</p>
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a b	b	b																											
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																											
60%以上75%未満	b	b c	c	c																											
60%未満	b c	c	c	c																											
		12. トンネル工事	a	ab	b	bc	c	d	e																						
	<p>評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <p>1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 7 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 9 金網の継ぎ目を15 cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 10 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15 cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 11 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 12 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 14 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>該当の場合○ 電算では1を入力</p>	<p>ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																										
		<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>●判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a b</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>b c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</p>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a b	b	b	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	60%以上75%未満	b	b c	c	c	60%未満	b c	c	c	c	<p>d・e項目に該当する場合× を記入する（電算においては「2」を入力）</p>
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																											
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	a b	b	b																											
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c																											
60%以上75%未満	b	b c	c	c																											
60%未満	b c	c	c	c																											

検査項目別運用表

検査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																									
3 出来形及び出来ばえ II. 品質	13. 植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
	評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	●評価対象項目 1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 8 樹名板を視認しやすい場所に掲げていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入力	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																													
	50%以下	80%以下	80%を超える																														
90%以上	a	ab	b	b																													
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																													
60%以上75%未満	b	bc	c	c																													
60%未満	bc	c	c	c																													
14. 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
	評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	●評価対象項目 1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8 ガードケーブルの端末支柱を上中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、1.0%以下であることが確認できる。 10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 区画線施工後昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 13 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 14 フライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入力	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能																													
	50%以下	80%以下	80%を超える																														
90%以上	a	ab	b	b																													
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																													
60%以上75%未満	b	bc	c	c																													
60%未満	bc	c	c	c																													

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	15. 電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4 特殊部の施工工面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う					該当の場合○ 電算では1を入力	d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）	
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。							

評価○の場合1
 評価×の場合2を入力し、
 評価対象項目でない場合は
 空欄とする

d・e項目に該当する場合 ×
 を記入する（電算においては
 「2」を入力）

●判断基準

	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可 能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	ab	b	b
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc
60%以上75%未満	b	bc	c	c
60%未満	bc	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

検査項目別運用表

3 出来形及び出来ばえ	I. 品質	16. 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	a					ab					b					bc					c					d					e									
			●評価対象項目					●判断基準					注					①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。														
<p>評価〇の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする</p>			<p>1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p>5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>					<p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>					<p>●判断基準</p> <p>※ 該当6項目以上・・・・ a</p> <p>※ 該当5項目・・・・ ab</p> <p>※ 該当4項目・・・・ b</p> <p>※ 該当3項目・・・・ bc</p> <p>※ 該当2項目以下・・・・ c</p>					<p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>									
			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																																		
<p>評価〇の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする</p>			<p>17. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)</p>					<p>●評価対象項目</p> <p>1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p>5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>					<p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>					<p>●判断基準</p> <p>※ 該当6項目以上・・・・ a</p> <p>※ 該当5項目・・・・ ab</p> <p>※ 該当4項目・・・・ b</p> <p>※ 該当3項目・・・・ bc</p> <p>※ 該当2項目以下・・・・ c</p>					<p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>				
			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																																		

d・e項目に該当する場合 X を記入する(電算においては「2」を入力)

d・e項目に該当する場合 X を記入する(電算においては「2」を入力)

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																							
3 出来形及び出来ばえ II. 品質 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする	18. 下水道工事 (開削)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 該当の場合○ 電算では1を入力				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																							
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 工事写真で山留工、支保工を適切に施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 湧水や滞水等は排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 管基礎及び埋戻しの施工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6 インパートの形状、勾配、表面仕上げが適切である。 <input type="checkbox"/> 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不能																										
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	ab	b	b																											
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																											
60%以上75%未満	b	bc	c	c																											
60%未満	bc	c	c	c																											
評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする	19. 下水道工事 (推進)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 該当の場合○ 電算では1を入力				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																							
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 地盤改良の注入圧や注入量などが仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 推進工における掘進管理や地表面、近接施設などの計測管理が仕様書及び施工計画書に沿って適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 滑材や裏込注入の配合、注入圧、注入量が仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不能																										
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
90%以上	a	ab	b	b																											
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																											
60%以上75%未満	b	bc	c	c																											
60%未満	bc	c	c	c																											

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ II. 品質 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は空欄とする	20. 下水道工事 (シールド)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 該当の場合○ 電算では1を入力				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
	●評価対象項目	1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。または、JSWAS認定標章が材料確認願や工事写真で確認できる。 2 セグメント組立にあたり、所定のトルクでボルト締めが行われていることが確認できる。 3 セグメント接手面シール等の防水工が適切に施工され漏水がない。 4 セグメント組立後に真円保持装置を使用し、形状確保に努めていることが確認できる。 5 裏込注入の配合、注入圧、注入量が仕様書及び施工計画書に沿って適切に管理されていることが確認できる。 6 土圧、掘進速度、排土量などの掘進管理や地表面、近接施設などの計測管理が仕様書及び施工計画書に沿って適切に行われていることが確認できる。 7 二次覆工コンクリート打設前に状況確認が行われ、セグメント結合ボルトの締め直しなど必要な対策が行われていることが確認できる。 8 二次覆工コンクリート打設前に十分な水洗清掃が行われていることが確認できる。 9 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。 10 コンクリート打設時に必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 11 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	注 試験結果の打点数等が少くばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	ab	b	b																																
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																
60%未満	bc	c	c	c																																
21. 下水道工事 (管更生)		a	ab	b	bc	c	d	e																												
	評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は空欄とする	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 該当の場合○ 電算では1を入力				<input type="checkbox"/> ばらつき50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつき80%を超える	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
	●評価対象項目	1 材料の品質規格が証明書類等で確認できる。 2 工事写真で材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 3 取付管口に不良が無く、適切に穿孔や整形が実施されていることが確認できる。 4 既設管の状態を確認し、必要な場合は前処理工等の措置が適切に実施されていることが確認できる。 5 更生工法に応じた適切な品質管理が行われていることが確認できる。 6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>ab</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>bc</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>bc</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>	評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	ab	b	b	75%以上90%未満	ab	b	bc	bc	60%以上75%未満	b	bc	c	c	60%未満	bc	c	c	c	①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	注 試験結果の打点数等が少くばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	ab	b	b																																
75%以上90%未満	ab	b	bc	bc																																
60%以上75%未満	b	bc	c	c																																
60%未満	bc	c	c	c																																

d・e項目に該当する場合 X を記入する（電算においては「2」を入力）

d・e項目に該当する場合 X を記入する（電算においては「2」を入力）

審査項目別運用表

3 出来形及び出来ばえ	2.2. 機械設備工事	審査項目別運用表					d	e
		a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない		
II. 品質	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする </div>	●評価対象項目 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるように工夫していることが確認できる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 ハルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては 「2」を入力） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては 「2」を入力） </div>
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・・・・・c	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 評価○の場合1 評価×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合は 空欄とする </div>	2.3. 電気設備工事	●評価対象項目 1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては 「2」を入力） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては 「2」を入力） </div>
		●判断基準 ※ 評価値が90%以上・・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・・・・・c	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>					

審査項目別運用表

審査項目	工種	審査項目別運用表					d	e	
		a	ab	b	bc	c			
3 出来形及び出来ばえ	24. 通信設備工事・受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <p>1 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。</p> <p>2 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。</p> <p>3 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>4 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。</p> <p>6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。</p> <p>7 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p>8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p>9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。</p> <p>10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。</p> <p>11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</p> <p>12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。</p> <p>13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●判断基準</p> <p>※ 評価値が90%以上.....a</p> <p>※ 評価値が80%以上90%未満.....ab</p> <p>※ 評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>※ 評価値が60%以上70%未満.....bc</p> <p>※ 評価値が60%未満.....c</p>							
II. 品質	25. 上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工等)又は合併工事	<p><A></p> <p>優れている</p> <p>bより優れている</p> <p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p>							
		<p></p> <p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照></p> <p>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p>							
		<p>●評価対象項目</p> <p>1 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>2 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>4 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>							
		<p>●判断基準</p> <p><A>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚渫工、取壊し工等</p> <p>※ 評価値が90%以上.....a</p> <p>※ 評価値が80%以上90%未満.....ab</p> <p>※ 評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>※ 評価値が60%以上70%未満.....bc</p> <p>※ 評価値が60%未満.....c</p> <p>なお、評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。</p>							
		<p>対象工事がばらつきによる評価が適切な工事</p> <p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100</p> <p>③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							
		<p>該当の場合○ 電算では1を入力</p>							
		<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照></p> <p>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p>							
		<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>							
		<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>							

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合は
空欄とする

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合は
空欄とする

d・e項目に該当する場合 ×
を記入する（電算においては
「2」を入力）

d・e項目に該当する場合 ×
を記入する（電算においては
「2」を入力）

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100
③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
②評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() × 100
③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a b	b
75%以上90%未満	a b	b	b c
60%以上75%未満	b	b c	c
60%未満	b c	c	c

考查項目	工種	a	b	C	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
Ⅲ. 出来ばえ 品質で評定した工種の枠に○印が表示されます	1 コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. クラックが無い。 5. 漏水が無い。 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・ a 該当4項目・・・・・・ b 該当3項目・・・・・・ c 該当2項目以下・・・・・・ d
	2 土工事(盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 1. 仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 構造物へのすりつけなどが良い。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・・・ a 該当3項目・・・・・・ b 該当2項目・・・・・・ c 該当1項目以下・・・・・・ d
	3 切土工事	●評価対象項目 1. 規定された勾配が確保されている。 2. 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3. 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 4. 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・ a 該当4項目・・・・・・ b 該当3項目・・・・・・ c 該当2項目以下・・・・・・ d
	4 護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 既設構造物とのすりつけが良い。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・・・ a 該当3項目・・・・・・ b 該当2項目・・・・・・ c 該当1項目以下・・・・・・ d
	5 鋼橋工事	●評価対象項目 1. 表面に補修箇所が無い。 2. 部材表面に傷及び錆が無い。 3. 溶接に均一性がある。 4. 塗装に均一性がある。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・・・ a 該当3項目・・・・・・ b 該当2項目・・・・・・ c 該当1項目以下・・・・・・ d
	6 地すべり防止工事	●評価対象項目 1. 地山との取り合いが良い。 2. 天端、端部の仕上げが良い。 3. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・・・・ a 該当2項目・・・・・・ b 該当1項目・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	7 舗装工事	●評価対象項目 1. 舗装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・ a 該当4項目・・・・・・ b 該当3項目・・・・・・ c 該当2項目以下・・・・・・ d
	8 法面工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 植生、吹付等の状態が均一である。 3. 端部処理が良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			●判断基準 該当3項目以上・・・・・・ a 該当2項目・・・・・・ b 該当1項目・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	9 基礎工事(地盤改良等を含む)	●評価対象項目 1. 土工関係の仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 端部及び天端の仕上げが良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 5. ※地盤改良は○評価とする。			●判断基準 該当3項目以上・・・・・・ a 該当2項目・・・・・・ b 該当1項目・・・・・・ c 該当項目なし・・・・・・ d
	10 コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 支承部の仕上げが良い。 5. クラックが無い。 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・・・・ a 該当4項目・・・・・・ b 該当3項目・・・・・・ c 該当2項目以下・・・・・・ d
	11 塗装工事(工場塗装を除く)	●評価対象項目 1. 塗装の均一性が良い。 2. 細部まできめ細かな施工がされている。 3. 補修箇所が無い。 4. ケレンの施工状況が良好である。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・・・・ a 該当3項目・・・・・・ b 該当2項目・・・・・・ c 該当1項目以下・・・・・・ d

評定○の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

考查項目別運用

工事番号

考查項目	工種	a	b	C	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	12 植栽工事	●評価対象項目 1. 樹木の活着状況が良い。 2. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3. 支柱の取り付けが堅固である。 4. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上..... a 該当2項目..... b 該当1項目..... c 該当項目なし..... d
	13 防護柵(網)工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷及び錆が無い。 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 5. きめ細やかに施工されている。 6. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上..... a 該当4項目..... b 該当3項目..... c 該当2項目以下..... d
	14 標識工事	●評価対象項目 1. 設置位置に配慮がある。 2. 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3. 標識板の支柱に変色が無い。 4. 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d
	15 区画線工事	●評価対象項目 1. 塗料の塗布が均一である。 2. 視認性が良い。 3. 接着状態が良い。 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d
	16 機械設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2. きめ細かな施工がなされている。 3. 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 4. 溶接、塗装、組立て等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d
	17 電気設備工事	●評価対象項目 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当5項目以上..... a 該当4項目..... b 該当3項目..... c 該当2項目以下..... d
	18 維持修繕工事	●評価対象項目 1. 小構造物等にも注意が払われている。 2. きめ細やかな施工がなされている。 3. 既設構造物とのすりつけが良い。 4. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当3項目以上..... a 該当2項目..... b 該当1項目..... c 該当項目なし..... d
	19 電線共同溝工事	●評価対象項目 1. 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 2. プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 4. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当3項目以上..... a 該当2項目..... b 該当1項目..... c 該当項目なし..... d
	20 下水道工事	●評価対象項目 1. 管路の通りが良い(管更生工事を除く) 2. 仕上げが良い。 3. 漏水がみられない。 4. 端部処理が良い。 5. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d
	21 通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4. 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当5項目以上..... a 該当4項目..... b 該当3項目..... c 該当2項目以下..... d
	22 上記以外の工事又は合併工事	●評価対象項目 1. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 2. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 3. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 4. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う 5. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評価を行う			●評価対象項目 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d

品質で評定した工種の枠に○印が表示されます

評価○の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

別紙—4

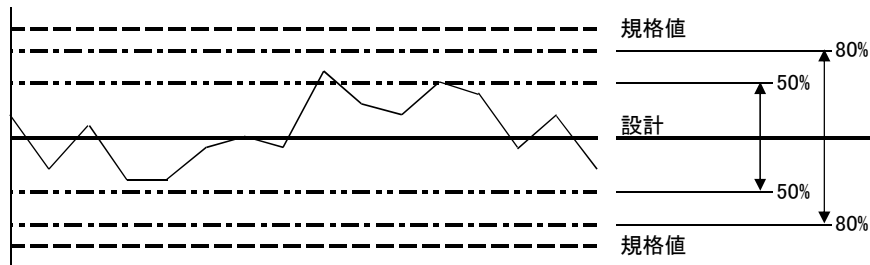
出来形及び品質のばらつき考え方

- ・ばらつきの管理図が未作成の場合は判断不可として扱う。
- ・対象となる測定項目は工事目的物の施工管理基準において、規格値に±〇〇のように中間値をもつもの（基準高、桁製作工の寸法、コンクリートのスランプ試験などが該当）、及び、規格値に〇〇以内のように上限値をもつもの（杭の偏心量や傾斜などが該当）とする。規格値が－〇〇や設計値以上などは対象としない。
- ・施工後の実測値を設計値に反映するようなものは対象としない。（下水道工事の人孔天端高などは対象外）
- ・施工管理基準が定める測定頻度で打点数が5点以上のものを対象とする。（5点未満はばらつきの判断不可として扱う）
- ・複数の工種が対象となる場合は主たる工種、または、重要な工種で判断することとする。
- ・施工管理基準に定めのない工種で管理が必要となるものについて、受注者が監督員と協議の上、必要な管理基準を設けることは妨げない。

【管理図の場合】

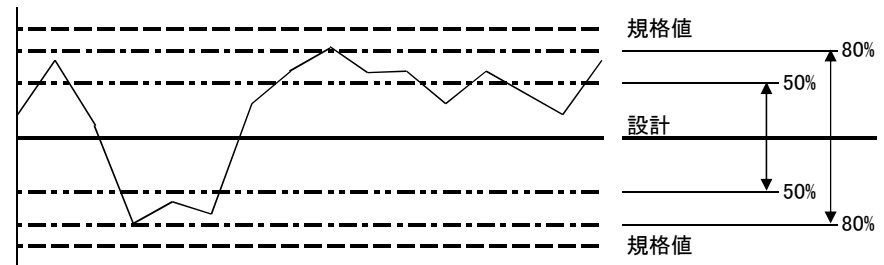
①ばらつきが50%以内と判断される例

8割以上の測定値が規格値の50%以内であり、かつ、残りの測定値が規格値の80%以内のとき。



②ばらつきが80%以内と判断される例

8割以上の測定値が規格値の80%以内のとき。（8割以上の測定値が規格値の50%以内であるが、残りの測定値に規格値の80%以上のものがあるときも該当）

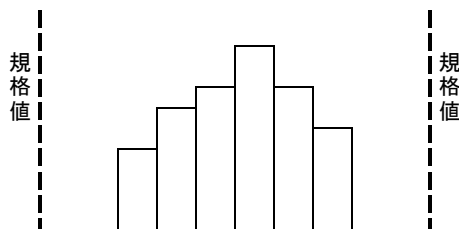


③ばらつきが80%以上と判断される例

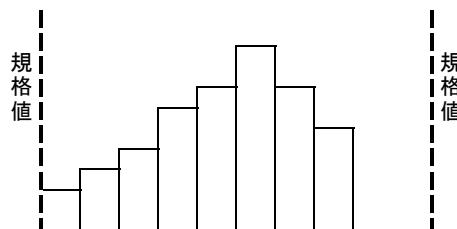
上記①②に該当しないとき。

【度数表またはヒストグラムの場合】

ばらつきが少ない



ばらついている



ばらつきが大きい

